「指定居宅介護支援」重要事項説明書

一般社団法人福岡県社会保険医療協会
社会保険直方病院ケアプランセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（直方市指定　第４０７１７０２０５６）

当事業所は契約者（利用者）に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

１．事業者
２．事業所の概要
３．事業実施地域及び営業日
４．事業所の職員体制
５．当事業所が提供するサービスと利用料金
６．主治の医師及び医療機関等との連絡
７．サービスと選択と同意
８．事故発生時の対応
９．守秘義務に関する対策
10. 虐待防止
11. ハラスメント対策
12. 感染症の予防及びまん延防止
13. 苦情等の受付
14. サービスご利用の際に留意いただく事項

１．事業者
（１）法人名：一般社団法人福岡県社会保険医療協会
（２）法人所在地：福岡県福岡市中央区天神3丁目7番地31天神ビル2階
（３）電話番号：093−741-9120
（４）設立年月日：平成28年7月1日

２．事業所の概要
（１）事業所の種類：指定居宅介護支援事業所・平成28年7月1日指定
直方市第４０７１７０２０５６号
（２）事業の目的：指定居宅介護支援事業所は、介護保険法令に従い、契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者（利用者）にサービスを提供します。
（３）事業所の名称：社会保険直方病院ケアプランセンター
（４）事業所の所在地：福岡県直方市須崎町１番１号
（５）電話番号：０９４９－２２－１２３８
（６）管理者：鬼木　志津子
（７）当事業所の運営方針
① 事業所の介護支援専門員は、介護保険法等の主旨に沿って、契約者（利用者）の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定居宅介護支援を行うものとする。
② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所等との連携に努めるものとします。
（８）開所年月日：平成28年７月１日

３．事業実施地域及び営業日
（１）通常の事業実施地域：直方市・宮若市・田川広域・鞍手広域・八幡西区
（２）営業日及び営業時間
営業日　　月曜日から金曜日（祝日・12月30日から1月3日までを除く）
営業時間　　午前8時30分から午後5時00分

４．事業所の職員体制
当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職種	人数	職務の内容
管理者 兼　主任介護支援専門員	１名	管理者は、業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
介護支援専門員	１名	居宅介護支援業務を行います。
事務員	１名	居宅サービス計画費の請求書の作成及び国民健康保険団体連合会への関係書類送付、ケアプランセンターの事務に関すること。

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）居宅介護支援の内容と提供方法等

① 要介護認定等の申請に係る援助を行います。

② 相談等を行う場所は、事業所の相談室又は契約者（利用者）の居宅等、契約者（利用者）が希望する場所とします。

③ 契約者（利用者）の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題分析をします。

④ 契約者（利用者）の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行います。

⑤ 居宅介護サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握します。

⑥ サービス担当者会議等は、契約者（利用者）宅もしくは事業所内にて行います。

⑦ 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への照会、その他の便宜を提供します。

（２）利用料金

当事業所が提供するサービスについては、通常の場合は介護保険から給付されますので、契約者（利用者）の利用料負担はありません。

６．主治の医師および医療機関等との連絡

従業者は契約者（利用者）の主治の医師および見解医療機関との間において、契約者（利用者）の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで契約者（利用者）の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

① 契約者（利用者）の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

７．サービスの選択と同意

契約者（利用者）地震がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者（利用者）または家族に対して提供するものとします。

・居宅介護支援の提供の開始に際し、予め契約者（利用者）に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来ること、契約者（利用者）は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、契約者（利用者）の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画案を提示することはいたしません。

・居宅サービス計画等の原案に位置付けた居宅サービス等について、居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を招集し、契約者（利用者）及び当該サービス担当者との合意を図ります。また、やむを得ない場合には当該居宅サービス計画等の原案の内容についても、専門的な見地からの意見を求めるために照会をします。

・当事業者のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

８．事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

９．守秘義務に関する対策

（１）従業者は業務上知り得た契約者（利用者）又はその家族の秘密を保持します。但し、別途定める「個人情報使用同意書」にて同意を得ている場合には「個人情報同意書」上の使用目的に限り、個人情報の使用をすることができるものとします。

（２）従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

10. 虐待防止

虐待は、契約者（利用者）の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
・虐待防止のための指針を整備します。
・虐待防止のための研修会を定期的に実施します。
・虐待防止責任者を設置します。

11. ハラスメント対策

・事業者は適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための明確化等の必要な措置をします。
・契約者（利用者）様、ご家族様又は身元保証人等からの事業者やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

12. 業務事業計画

当事業所は、自然災害及び感染症の発生とまん延を防止するために必要な措置を講じます。

・感染症の予防及びまん延防止のために対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
・自然災害や感染症及びまん延の防止のための指針の整備をします。
・感染症及びまん延防止のための研修会及び訓練を定期的に実施します。
・

13. 苦情等の受付

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当事業所 ご利用相談室	窓口担当者：中村　亜希子 ご利用時間：8：30～17：30（土日祝日、12 月 30 日～1 月 3 日を除く） ご利用方法：電話　０９４９－２２－１２３８ FAX　０９４９－２２－１２３９

（２）行政機関その他受付機関

●福岡県国民健康保険連合会　介護保険課
住所：福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号
電話番号：092-642-7800
ご利用時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（祝日・12 月 29 日～1 月 3 日除く）

●社会福祉法人　福岡県社会福祉協議会
住所：春日市原町 3 丁目 1 番地 7 号
電話番号：092-584-3377
ご利用時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（祝日・12 月 29 日～1 月 3 日除く）

●直方市役所　介護サービス係
住所：直方市殿町 7 番 1 号
電話番号：0949-25-2390

●福岡県広域連合　鞍手支部
住所：宮若市宮田 68 番 5
電話番号：0949-34-5046

●福岡県広域連合　田川支部
住所：田川市新町 18 番 7
電話番号：0947-49-1093

●北九州市八幡西区役所　介護保険課
住所：北九州市八幡西区筒井町 15 番 1 号
電話番号：093-642-1441

14. サービスご利用の際に留意いただく事項

次に掲げるような場合は、必ず担当介護支援専門員へご連絡ください。

①　介護保険サービスを変更、中止したい場合
②　入院された場合
③　施設等への入所が決まった場合
④　要介護認定区分変更申請をご希望される場合